

公示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 8 (2026) 年 7 月 3 日

収支等命令者

佐賀県農林水産部生産者支援課長 北村 玲

1 業務内容

- (1) 委 託 業 務 名 佐賀県農業改良資金未収金回収業務
- (2) 委託業務の仕様等 別紙業務委託仕様書による
- (3) 業 務 期 間 契約締結日から
令和 12 (2030) 年 3 月 31 日まで
- (4) 委 託 上 限 額 年 448 千円(消費税及び地方消費税を含む)及び未収金回収実績金額の 3 分の 1(消費税及び地方消費税額を含む)を上限とする。
- (5) 履 行 場 所 佐賀県農林水産部生産者支援課が指定する場所

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、(5)の要件については参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 の規定による弁護士法人、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の法務大臣の許可を受けた債権管理回収会社であること。
- (7) 債権管理回収業にあつては、提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定による改善命令を受けていないこと。

3 手続き等に関する事項

- (1) 担 当 課 佐賀県農林水産部 生産者支援課 農林水産金融担当
住 所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電 話 0952-25-7112
F A X 番 号 0952-25-7271
E-mail nousuikinyuu@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の公示期間及び方法
令和 8 (2026) 年 7 月 3 日（金）から令和 8 (2026) 年 8 月 3 日（月）まで
佐賀県 Web サイトに掲載する。

4 説明会の日時及び場所

本件プロポーザルについては、説明会は実施しない。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第1号）に関係資料を添付のうえ、上記担当課に電子メールにて送信または持参、郵送にて提出し、参加資格の確認を受けること。（様式第5号誓約書は責任者名を自署にて記入し原本を持参または郵送）

- (1) 提出期限 令和8(2026)年8月3日（月）17時まで
- (2) 参加資格の確認結果は、令和8(2026)年8月10日（月）までに通知する。

（注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に電子メールにて送信または持参、郵送すること。

（注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とし、封筒に「未収金回収業務委託提案書在中」と朱書きすること。

- (1) 提案書の内容は、別紙説明書のとおりとする。
- (2) 提出期限 令和8(2026)年8月17日（月）17時まで
- （注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 開催日時 令和8(2026)年8月24日（月） 時間は別途連絡する。
- (2) 開催場所 別途連絡する。
- (3) プレゼンテーションは参加者毎に実施する。参加者毎の開始時間等は別途連絡する。
- (4) オンラインでのプレゼンテーションを希望する場合、県が指定した Web 会議システムを使用すること。（事前連絡が必要。接続方法等は別途連絡する。）

8 結果の通知

令和8(2026)年8月31日（月）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準（配点入り）は別表のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が

確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、基本料金の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(基本料金の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 委託対象債権及び委託見込額等

回収を委託する債権は、原則として、令和8(2026)年7月1日現在において返済されていないもののうちから佐賀県が指定する債権を対象とする。

委託見込額等は以下のとおり。

委託見込額 約40,000,000円

債務者(連帯債務者、連帯保証人を含む) 約20人

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。
この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容についての評点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

・見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。また、宛先は、収支等命令者と記載し、提案者の商号又は名称、所在地及び代表者氏名を記載すること。

・提案書提出時に見積書を提出する。

・その他は説明書による。

(別表)

評価基準

審査項目	評価の観点	評点 (50 点満点)
企画内容	業務委託を実施するにあたり、提案内容が適正かつ具体的なものか。 (チェックポイント) ・未収金回収業務における基本方針は適切か。 ・委託対象債権の具体的な回収方法、委託からの経過期間に応じた債務者へのアプローチ方法は適切か。 ・債務者の現況（住所、連絡先、生活状況等）確認方法は適切か。 ・その他提案内容は魅力的なものであるか。	20 点
実現性	事業の実施体制及び事業実績等からして、業務の確実な実施が期待できる者であるか。 (チェックポイント) ・未収金回収業務における社員に対する法令・社内規定の周知方法及び社内における法令・社内規定遵守のチェック体制は適切か。 ・未収金回収業務における執行体制は適切か。 ・未収金回収対策における佐賀県への助言業務の執行体制は適切か。 ・個人情報保護体制は適切か ・債務者が納付しやすい体制が整っているか	20 点
経費の妥当性	経費は妥当か、安価であるか。 (チェックポイント) ・未収金回収実績額に応じた報酬割合は妥当か、安価であるか。	10 点

※提案内容の水準を確保するため、審査委員の持ち点合計の 6 割を最低基準点とする。